

5 静岡県青少年問題協議会規則

〔 昭和 28 年 11 月 24 日 〕
規 則 第 106 号

静岡県青少年問題協議会規則をここに制定する。

静岡県青少年問題協議会規則

第 1 条 この規則は、静岡県青少年問題協議会設置条例（昭和 28 年静岡県条例第 58 号）第 4 条の規定に基き、静岡県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

第 3 条 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代理する。

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

第 5 条 協議会は、その委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数を以て決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 6 条 会議録に署名すべき委員の数は 2 人とし、会議の始めに会長が協議会にはかつてこれを定める。

第 7 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員、家庭裁判所の職員及び学識経験がある者のうちから知事が任命又は委嘱する。

3 学識経験のある者のうちから任命又は委嘱された幹事の任期は、2 年とする。

4 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

第 8 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

第 9 条 この規則に定めるものの外、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（抄）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 28 年 10 月 13 日から適用する。

2 静岡県青少年問題対策協議会規則（昭和 28 年静岡県規則第 42 号）は、廃止する。

3 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。